消費者庁食品表示企画課の「新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)について」コメント提出 2014.9.26 食科協理事長 関澤 純

2014年9月26日 消費者庁食品表示企画課の「新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)について」コメントを提出。すなわち消費者庁は日本再興戦略に基づく平成25年6月閣議決定による規制改革実施計画の一環として、加工食品及び農林水産物につき企業等の責任において、科学的根拠を基に機能性表示を容認する件の検討を進め、検討会の報告を受け、パブリックコメント募集があった。

食科協提出のコメントは以下のとおり:

意見概要 消費者庁の「新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)につい て」に関し、「横断的義務表示」の一部簡略化、及び「事業者の責任による健康影響情報収集のための表示」の 2 点の意見を提出する。

意見本文:

(1)該当箇所:3条2項及び18条2の「横断的義務表示」別表第4中欄の「機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨」

意見:「本品は・(中略)・消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません」を「本品は機能性及び安全性について消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません」とする。

理由:限られたスペースに表示する文章として掲げられた例文は長文過ぎ、消費者に伝えるべき必要なメッセージは82文字を削り、12文字を追加する本意見記載の文言で最低限表現されうると考える。

(2)該当箇所: 3条2項及び 18条2の「横断的義務表示」別表第4中欄の「体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨」意見:項目見出しに、「等」を追加し、表示事項は「体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談してください」だけでなく、次の括弧内の下線部分文章を併記するよう求める。「体調異変の情報を年齢、疾病の有無、医薬品との併用を含む摂取状況とともに包装に表示された連絡先にご連絡ください」

理由: 2条に「健康被害の情報収集体制その他必要な事項を・・消費者庁長官に届け出」と記載され、食品表示基準(案)(機能性) 概要の同条部分の説明には、企業等における健康被害等の情報収集体制整備が記載されていている。また食品表示基準(案)(機能性)の概要 6 頁記載の「規制改革実施計画」には『企業等の責任において・・安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとする』とある。健康被害情報を企業等が販売後に責任を持って収集、整理し、公表することは、機能性表示食品の安全性確保の基礎をなす。"医師に相談すべき"ことは必要だが、併せて重要な安全性情報が企業等の責任において、収集、整理、公表されることが、健康被害拡大防止のため必須であり、かつ機能

性表示食品の信頼性を担保し、さらなる改善と研究に活用されることを可能性とするものと考えられる。さらに前記概要中の『行政による効率的な健康被害情報収集(・・事故情報通知の徹底・・健康被害等の解析手法研究の実施』についてもこのような仕組みが必須であることは明らかである。